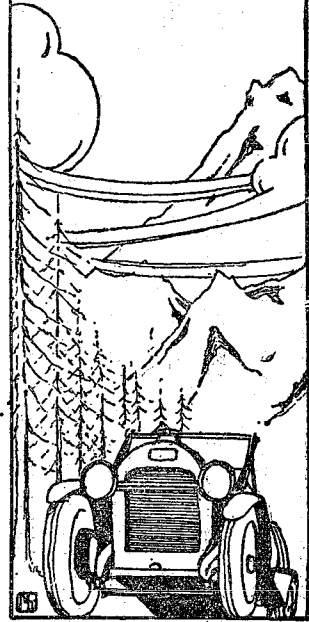


時論



乗合自動車の主管省に就て

遞信省の反省を求め
訓令の不遵守を勧告す

道路改良會幹事 田 中 好

一
近時發達した乗合自動車の營業許可に就ては地方長官の

權限に屬する所であつて、之を主管する主務大臣は世間一般に内務大臣だと思つてゐるが、最近遞信大臣から地方長官に對し一定の路線に依り自動車を以てする運輸營業を許

可せむとする時は、逓信大臣に稟伺すべき事を訓令したので、乗合自動車に關する主務大臣は、曩年世上の攻撃を受け、た軌道の主務省問題と同一の禍を惹起する事に立至つた。

訓令に依ると逓信大臣は總ての乗合自動車營業の許可に付て直接監督するのでは無く、路線の哩程二十哩以上のもの、府縣廳所在地(近郊地ヲ含ム)又は市制施行地(近郊地ヲ含ム)相民間を連絡するもの、東京市京都市大阪市横濱市神戸市名古屋市内に於て營業するもの、及び鐵道軌道其他一定の路線に據る交通機關との競争線と目すべきものに限つて稟伺せしめ、陸運行政の監督を行はむとするものゝやうである、是等特定のものに限つた理由は十分之を詳にしないが特定した事項の選擇に至つては逓信省一流の低級振りを發揮してゐる噴飯に堪へないものがあるが、夫等の批評は後日に譲るとして、茲には逓信大臣が乗合自動車に干渉する長官に對し訓令の不遵守を獎め度いのである。

二

此ことの正否を判斷するに當つては、所謂積極的權限爭議解決の見地に於て立論するのが便宜であらう。先ず逓信省官制に付て之を觀るに、明治三十一年勅令第二九五號で制定された逓信省官制に於ては、「逓信大臣は官設鐵道郵便小包郵便、郵便爲替郵便貯金電信電話及航路標識を管理し、私設鐵道、電氣造船水陸運輸に關する事業及航路船舶海員を監督す」と規定されてゐた、所が今の鐵道省の前身鐵道院官制の制定に伴つて、官設鐵道の管理と私設鐵道監督の事項が、逓信省から鐵道院に移管され現在に及んでゐるのである、従つて陸運事業監督に關することは逓信大臣の權限であることは明かである、或者は鐵道の管理監督事項を鐵道院に移管した場合に、逓信省官制から陸運事業監督に關する事項を當然削除すべきであつて、之を爲さなかつたのは全く誤りであるから、逓信省は陸運に關し權限を持たないと説明する人も無いではないが、或は事の真相は

そうであつたかも知らないにしても、陸運に關する事項が逓信省官制に規定されてゐる以上は、法の解釋として其説は採るべきで無いのは勿論である。従つて吾人は陸上運輸に關する事業の監督權が、逓信省に在る事を否定はしない、併し乍ら其の權限が逓信省に在る事に依つて、直に乗合自動車の監督權限が逓信省に在る事を肯定するのでは無い。

現在に於て陸上運輸に關する事業の最も主要なものとしては、道路鐵道軌道の三者を擧ぐべきであるが、是等に關しては夫々道路法鐵道國有法鐵道敷設法地方鐵道法及軌道法等の法律が制定され、是等に關する事項を主管すべき主務大臣の何者であるかは、或は法律を基礎とする勅令に依り、或は官制に依つて決定され、道路に關しては道路法施行令第十九條の規定に依り、内務大臣が主務大臣なることを定め、鐵道に關しては官制の規定に依り鐵道大臣、軌道に關しては内務鐵道兩大臣が主務大臣であることを規定してゐる、従つて官制に於て一般的に陸上運輸に關する事項を逓信大臣の權限なりと規定してあつても、特定事項に付

ては以上擧げた法令又は官制に依つて、主務大臣が明に定まつて居る以上は、此の範圍内に於ては其の特別規定の爲に逓信省官制が適用のないことは、法の解釋上當然の歸結である、故に現在に於ても鐵道軌道に關しては逓信大臣は何等の權限を有しないと同一に、道路に關しても權限を有せざるに拘はらず道路の交通物件たる乗合自動車に關する事項だけが、逓信省官制に所謂陸運に關する事項に該當すと解するが如きは、法の無理解に因るにあらざれば無知と言はざるを得ない。

或は道路なる物的施設に關する事項が内務大臣の權限に屬すと爲す説がある、固より道路を使用する諸車輛が道路に非ざることとは三歳の童兒と雖之を知る、併しながら交通機關即ち公共物としての道路が交通物體と分離して考察想像さるべきもので無く、全く不可分の關係にある事は鐵道軌道に於ける軌條と車輛との關係と同一である、唯だ軌道鐵道と異なる所は是等のものは軌條車輛を同一經營者の所有若は管理に屬せしめ、運送業を經營するを普通とするに反

し、道路交通に在りては交通物體は道路管理者以外の者の所有若は管理に屬するに在るに過ぎずして、他人の敷設したる鐵道若は軌道を共用し若は管理すると何等異なる所がないのである、而かも是等が鐵道軌道として社會觀念上是認さるゝに拘はらず、道路交通物體に限つて兩者を分離せむとするは吾人の解する能はざる所であつて探るべきでない

道路法は固より道路交通物體は道路其の物に非ずとするも、既に前段の見解に基きて、其の第四十九條は、道路の使用又は道路若は其の交通の保全に關する規定は、命令を以て定むべきことを規定し、道路交通物體をして道路法の規定に従はしめたのである、従つて乗合自動車は勿論すべて交通物體に關することは道路に關する事項に包含し内務大臣の主管に屬するや言を俟たない。吾人が遞信當局に問はむとする所は、現在地方長官が乗合自動車營業を規律しつゝある其の法上の根據は何に依れるやの點である、若し警察取締の見地よりとすれば以下述ぶるが如く道路管理權との交渉又は助長政策を採る能はざる筋合なるに拘はら

ず、之を合理視する所以は道路法第四十九條の結果に外ならないのである。此見易きの理を忘れ遞信大臣が訓令を發し所謂陸運行政を行はむとするは明かに違法の訓令と言ふべきである。

三

右遞信省訓令が違法であること明かな以上は之に對し更に多言するの必要はないが、遞信當局の爲したる此暴舉を矯すが爲に、從來内務省の採り來つた經過を説明し、自動車發達の當初より袖手傍觀したる遞信當局が今更らしく之に干渉することが、我國路政否産業の隆盛を期する上に害とこそなれ、民生の利益に非ざる所以を訓へたい、内務省に於ては道路法を草すると同時に前述の見解の下に自動車取締令を制定し、自動車に依つて運輸業を營まむとするものにして、一定の路線又は區間に依るものは地方長官の許可を受くべきことを定め、地方長官が之を許可するに方つては、乗合自動車の運轉する道路の管理者の意見を徴して

其の意見に稽へて處分すべく、出願に係る自動車營業の免許が、既特許の軌道又は既免許の無軌道式電車若は自動車營業に及ぼす影響を考査し、是等の起業が相兩立すると認むる場合に於て出願を許可すべく、軌道又は無軌道式電車と自動車營業の許可出願とが競合する場合に於ては、特に永遠に亘り地方交通の狀況を精査して其の許否を決定すべきことを訓示し、獨り道路交通上の取締に止まらず道路政策上交通の完全を期するに力めた結果、乗合自動車今日の現勢を観るに至つたのである。

若し道路を使用する乗合自動車其の他の交通物體と、道路の施設とが相伴隨して行かなければ道路交通の完全は得て望むべきで無い、道路の主管省に非ざる遞信省が乗合自動車のみを主管すとせば、道路管理者と乗合自動車業者との協調に依る道路の改良、費用の負擔營業の安全は如何にして圓滿を期し得るであらうか、訓令に示したる鐵道と軌道との競争關係に在るものに付ても、鐵道軌道を主管せざる遞信省が如何にして之を按配し得るか、殊に近時最も問

題と爲りつゝある乗合自動車と競争の關係に在るべき、軌道との關係を如何にして調和行政し得べきかに想倒すれば、何人と雖右訓令の愚擧なりしを知ると共に、折角發達せむとする乗合自動車を徒に抑制して民生に不利益な結果を招來すべきを感得するであらう、是れ吾人が右訓令を以て低級な役人に依つて立案された訓令と評する所以である。

四

近時鐵道省も亦乗合自動車營業が鐵道運送に關係するよりして、鐵道省主管事項たらしめむとする説があるやうである、現に前内閣時代に於ては、唯だ兩者關係を有すと言ふことの片面的見解に墮して、陸運事業の總てを鐵道省主管たらしめむとした、所謂盲目者が無いでは無かつたが、内閣の交迭によつて幸に其の事なきを得たに不拘、今日尙之を力説する隻眼者流の存するのを遺憾とする、吾人も亦自動車運送が、鐵道に關係を有することを否むものではないが、現行官制の下に於ては、鐵道省は國有鐵道を經營し之

に附帶する事業を執行し、地方鐵道と軌道を監督するの外、南滿鐵道を監督するだけの權限しか無いのであつて、陸運行政は勿論道路行政に關し何等の權限を持たない、従つて官規の上からして是等に嘴を容れるべき權能は無いのであるが、自動車對鐵道との關係に於て遞信省よりは、幾分の關係を有すと言へば言ふ位に過ぎない、若し立法論的見地からして交通行政を統一する意見でありとすれば、現業に屬する國有鐵道の經營と分離して、水陸交通機關に對する監督行政を統一することこそ吾人の希望する所である。併しながら之を爲さず現在官制の下に於て、其の主管爭議を爲すが如きは無用の閑事である。

五

以上述べたやうに遞信省が乗合自動車を主管する爲に訓令したことは、道路法を改正せざる限り違法の沙汰であるばかりで無く、立法論的見地に基いて考察しても、乗合自動車の業態からして遞信省や鐵道省の主管に屬せしむること

は不得策であつて、矢張り道路を主管する内務大臣の權限に屬せしむべきものである、今立法論は暫く措き、違法の下に發せられた遞信省訓令の效力に就て考察して見たい、固より各省大臣は主管の事務に付て地方長官を指揮監督する權限を有し、地方長官は各省大臣の指揮監督を承け法律命令を執行し部内の行政事務を管理するのであつて、遞信大臣の指揮監督に服すべきは勿論であるが、其命令に服従すべき事の範圍は遞信大臣の主管する事項の外に出ない、従つて地方長官に於ては右訓令が正當の職務範圍内に於て發せられたものかを審査した上で、之に服従するか否を決定する權能があり、義務を有するが故に、違法の下に發せられた訓令を濫に遵守するは其の職責を全うする所以でないから、依然從來の取扱に依るべき結論に到達するのである、こと茲に至つては右遞信省訓令は無意義なものと爲るを以て、吾人が述べた理論と實際に稽へ、遞信當局、誤を改むるに憚ること無く一日も早く訓令を取消し以て路政の進展を期すべきことを當局に勸告する。